

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月30日

【会社名】 株式会社三菱ケミカルホールディングス

【英訳名】 Mitsubishi Chemical Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表執行役 越 智 仁  
執行役社長

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

【電話番号】 (03)6748-7115

【事務連絡者氏名】 経営管理室 野 尻 光 春  
グループマネジャー  
総務室 藤 田 浩 司  
グループマネジャー

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

【電話番号】 (03)6748-7115

【事務連絡者氏名】 経営管理室 野 尻 光 春  
グループマネジャー  
総務室 藤 田 浩 司  
グループマネジャー

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 5,382,352,440円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	7,744,392株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 本届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 2 当社は、会社法第416条第4項に基づく平成27年6月24日開催の当社取締役会決議により、募集株式の発行に関する決定を執行役に委任しており、かかる委任に基づき、執行役社長が平成28年11月30日(水)付で本自己株式処分を決定しております。
- 3 本自己株式処分は、三菱化学株式会社(以下「三菱化学」といいます。)を株式交換完全親会社、日本化成株式会社(以下「日本化成」といいます。)を株式交換完全子会社とし、当社の普通株式を株式交換の対価とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施するために必要となる株式交換対価を株式交換完全親会社に取得させることを目的とし、三菱化学を割当先として行う自己株式処分です。本株式交換の詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項」をご参照ください。
- 4 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	7,744,392株	5,382,352,440	
一般募集			
計(総発行株式)	7,744,392株	5,382,352,440	

- (注) 1 第三者割当増資の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 3 本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
695		1株	平成28年12月22日(木)	該当事項はありません	平成28年12月26日(月)

- (注) 1 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 2 第三者割当の方法によるものとし、一般募集は行いません。
- 3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ払込金額の総額を払込むものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱ケミカルホールディングス 経営管理室	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,382,352,440		5,382,352,440

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本株式交換を実施するために必要となる株式交換対価を株式交換完全親会社である三菱化学に取得させることを目的とするものであり、資金調達を目的とするものではありません。なお、上記差引手取概算額5,382,352,440円については、平成28年12月までに子会社(当社グループにおける金融機能を担う子会社)への借入金返済及び融資資金に全額充当する予定であります。また、上記資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行口座で管理いたします。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本株式交換について

#### 1 本株式交換の目的

当社の完全子会社である三菱化学及び同社の連結子会社である日本化成は、( )日本化成と三菱化学及び三菱ケミカルホールディングスグループ各社との連携をより一層強化し、各当事者の能力を最大限活用していくことが互いの戦略に合致し、企業価値の更なる向上につながる、具体的には、

今後発展が期待されるロボット、航空機、情報伝達、ヘルスケア等の分野では、素材について耐熱性、軽量化、表面特性、柔軟性等の性能が要求されるが、三菱化学の持つ有機材料技術と日本化成の無機材料技術を組み合わせ、素材の高機能化を図ることが必須であり、特に日本化成のシリカ事業及び合成石英事業は、三菱化学の技術とインテグレートすることで早期の成長、シナジーが見込める

紫外線硬化性樹脂については、三菱化学、日本化成及び三菱レイヨンがそれぞれ特性の異なるものを手掛けており、既に研究開発は集約しているが、製造、販売等を含む事業全体の連携を強化することにより、更なる事業基盤の強化が図れる

感熱紙向け塗料材料については、三菱化学の持つ顔色剤と日本化成の持つ増感剤(脂肪酸アמיד)を組み合わせることで、感熱紙メーカー向けに新たなソリューションを提供できる

化成品事業(メタノール、ホルマリン、接着剤等)についても、グループ内販売チャネルの共有シナジーが見込める

日本化成黒崎工場と三菱化学黒崎事業所の一体運営による更なる効率化及び合理化でのシナジーを見込める

三菱化学を含む三菱ケミカルホールディングスグループ各社と日本化成との間の人材ローテーションにより、より個々のビジネス環境に適応した人材育成が可能となる

と考え、かつ、( )このような施策を積極的かつ迅速に実施していくためには、三菱化学と日本化成の資本関係を再構成し、従来以上に関係を緊密にすると同時に、迅速な意思決定を行うことができる体制を構築することが不可欠であるとの認識を共有するに至りました。

これにより、日本化成においては、将来の事業展開拡大に向けて、重点開発テーマへのより集中的な取り組み、事業運営情報や生産技術ノウハウの相互活用、十分な投資スケールの確保、調達・製造・販売のチャネルや内外拠点の有効活用、人材の最適配置や育成等、従前にも増して三菱ケミカルホールディングスグループの経営資源を有効活用できる体制を迅速に構築することが可能になると認識しております。

以上の認識のもと、本株式交換は、三菱ケミカルホールディングスグループの経営資源の最適かつ効率的な活用、三菱化学、日本化成両社間での事業戦略の一層の共有が図られ、両社の収益力と競争力の強化を通じて、三菱化学及び日本化成双方の企業価値向上に資することを目的としております。

本株式交換については、その目的を実現するとともに、( )非上場企業である三菱化学の普通株式を対価とした場合には、日本化成の少数株主の皆様が流動性の低い株式を取得することになること、( )現金ではなく、当社の普通株式を対価として交付することにより、日本化成の少数株主の皆様には本株式交換によるシナジーの共有機会を提供できること、( )三菱ケミカルホールディングスグループとして、当社及び三菱化学間の100%親子会社の関係を維持する必要性があること等を勘案し、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本株式交換の対価としては、三菱化学の株式ではなく、三菱化学の完全親会社である当社の普通株式を割り当てることとしました(本株式交換の詳細については、平成28年9月14日公表のプレスリリース「三菱化学株式会社による日本化成株式会社株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。 )。

## 2 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日 (三菱化学及び日本化成)	平成28年9月14日
本株式交換契約締結日	平成28年9月14日
本株式交換承認臨時株主総会基準日公告日(日本化成)	平成28年9月14日
本株式交換承認臨時株主総会基準日(日本化成)	平成28年9月30日
本株式交換契約承認臨時株主総会(日本化成)	平成28年11月25日
最終売買日(日本化成)	平成28年12月27日(予定)
上場廃止日(日本化成)	平成28年12月28日(予定)
本株式交換の効力発生日	平成29年1月1日(予定)

## 3 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	三菱ケミカルホールディングス (株式交換完全親会社である 三菱化学の完全親会社)	日本化成 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.21

## (注) 株式の割当比率

日本化成の株式1株に対して、当社の普通株式0.21株を交付いたします。但し、三菱化学が保有する日本化成の普通株式(平成28年11月30日現在68,200,500株)については、本株式交換による株式の割当てを行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、三菱化学及び日本化成両社協議のうえ、変更することがあります。

## 4 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日(平成29年1月1日を予定)をもって、日本化成は三菱化学の完全子会社となり、日本化成の普通株式は株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に従って、平成28年12月28日付で上場廃止(最終売買日は平成28年12月27日)となる予定です。上場廃止後は、日本化成の普通株式を株式会社東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により日本化成の株主の皆様には割り当てられる当社の普通株式は株式会社東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時において日本化成株式を477株以上保有し、本株式交換により当社の普通株式の単元株式数である100株以上の当社の普通株式の割当てを受ける日本化成の株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において477株未満の日本化成株式を保有する同株主の皆様には、当社の普通株式の単元株式数である100株に満たない当社普通株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求し、これを買増すことが可能です。

本株式交換により交付されるべき当社の普通株式の数に1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる日本化成の株主の皆様に対しては、当該端数に相当する当社の普通株式の交付に代えて、当社の普通株式1株当たりの時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭(但し、1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。)を交付する予定です。なお、「当社の普通株式1株当たりの時価」とは、平成28年12月30日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値をいいます。

日本化成の普通株主の皆様は、最終売買日である平成28年12月27日(予定)までは、株式会社東京証券取引所において、その保有する日本化成の普通株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

a. 割当予定先の概要	名称	三菱化学株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	
	代表者の役職及び氏名	取締役社長 石塚 博昭	
	資本金	50,000百万円	
	事業の内容	化学製品の製造、販売	
	主たる出資者及びその出資比率	当社 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社は割当予定先の普通株式2,177,675,032株(発行済株式総数の100%)を保有しております。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当社株主名簿上、当社普通株式1,650株は割当予定先名義となっていますが、割当予定先は実質的には当社の普通株式を保有していません。
	人事関係	当社の取締役4名が、三菱化学の取締役(2名)及び監査役(2名)を兼任しております。	
	資金関係	当社は、割当予定先に対し、資金を貸付けています。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社は、割当予定先からグループ運営費用を受け取っています。	

(注) 1. 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、本届出書提出日(平成28年11月30日)現在におけるものであります。

2. 三菱化学は金融商品取引法第24条第1項ただし書、同施行令第3条の5及び企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の3に従い、平成28年3月期の有価証券報告書の提出義務を免除されております。なお、四半期報告書については、平成28年3月期第3四半期報告書まで提出しております(平成28年2月12日提出)。

##### (2) 割当予定先の選定理由

本株式交換は、前記「募集又は売出しに関する特別記載事項 本株式交換について 1 本株式交換の目的」に記載のとおり、三菱ケミカルホールディングスグループの経営資源の最適かつ効率的な活用、三菱化学、日本化成両社間での事業戦略の一層の共有が図られ、両社の収益力と競争力の強化を通じて、三菱化学及び日本化成双方の企業価値向上に資することを目的としております。

本株式交換については、その目的を実現するとともに、( )非上場企業である三菱化学の普通株式を対価とした場合には、日本化成の少数株主の皆様が流動性の低い株式を取得することになること、( )現金ではなく、当社の普通株式を対価として交付することにより、日本化成の少数株主の皆様にも本株式交換によるシナジーの共有機会を提供できること、( )三菱ケミカルホールディングスグループとして、当社及び三菱化学間の100%親子会社の関係を維持する必要があること等を勘案し、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本株式交換の対価としては、三菱化学の株式ではなく、三菱化学の完全親会社である当社の普通株式を割り当てることとしました。したがって、当社は、三菱化学を本自己株式処分の割当予定先として選定しました。

##### (3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 7,744,392株

## (4) 株券等の保有方針

割当予定先は、割り当てられた当社の普通株式のうち本株式交換の対価として割り当てべき数については本株式交換の対価として使用する予定です。

## (5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である三菱化学につきましては、払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを三菱化学の連結貸借対照表(平成28年3月31日現在)により確認しております。なお、三菱化学は、連結貸借対照表を含む連結計算書類について、新日本有限責任監査法人の会社法監査を受けております。

三菱化学の平成28年3月期の連結貸借対照表(平成28年3月31日現在)における現金及び預金は51,530百万円になります。

## (6) 割当予定先の実態

割当予定先である三菱化学は、株式会社東京証券取引所の上場会社である当社の完全子会社であります。また、当社が株式会社東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書(平成28年11月2日付)に記載しているとおり、三菱化学を含む当社グループでは、「三菱ケミカルホールディングス企業行動憲章」における「公正な事業慣行」の中で反社会的勢力との関係断絶を掲げており、反社会的勢力による不当な要求に備え、対応統括部署である総務担当部署を中心として、関係行政機関等との緊密な連携のもと、反社会的勢力に関する情報の収集等を行い、グループ内での周知徹底を図る等、必要な対応を行っております。

以上から、当社としては、三菱化学及びその役員は反社会的勢力又はその関係者と一切関係が無い旨を確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 処分価額の算定根拠と合理性に対する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分決定日の前日までの直前1カ月間(平成28年10月31日(月)から平成28年11月29日(火)まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である695円(円未満切上げ)といたしました。本自己株式処分決定日の前日までの直前1カ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値を処分価額としたのは、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、さらに、なるべく自己株式処分と時間的に近接した期間の平均値を採用することで、算定根拠として客観性及び合理性を確保することができると判断したためであります。なお、本自己株式処分の目的が、本株式交換を実施するために必要となる株式交換対価を割当予定先に取得させることにある点に鑑み、本自己株式処分決定日の前日までの直前1カ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値からのディスカウントは行わないことといたしました。

当該処分価額695円につきましては、本自己株式処分決定日の前日(平成28年11月29日)における当社普通株式の終値727円との乖離率が4.4%(小数点以下第二位を四捨五入)、直前3ヵ月間(平成28年8月30日から平成28年11月29日)における当社普通株式の終値の平均値660円との乖離率が+5.3%(小数点以下第二位を四捨五入)、直前6ヵ月間(平成28年5月30日から平成28年11月29日)における当社普通株式の終値の平均値592円との乖離率が+17.4%(小数点以下第二位を四捨五入)となっております。このとおり、上記処分価額は、本自己株式処分決定日の前日における当社普通株式の終値、並びに当該決定日の直前1カ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間における当社株式の終値の平均値のいずれについても、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、上記処分価額は特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

### (2) 処分数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により処分される当社の普通株式数は合計7,744,392株であり、当社発行済普通株式総数(平成28年9月30日現在1,506,288,107株)に対する希薄化率は約0.51%(平成28年9月30日時点の総議決権数14,613,923個に対する希薄化率は0.53%)と小規模であるため、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本株式交換により三菱ケミカルホールディングスグループの経営資源の最適かつ効率的な活用、三菱化学、日本化成両社間での事業戦略の一層の共有が図られ、両社の収益力と競争力の強化を通じて、三菱化学及び日本化成双方の企業価値向上に資するものと考えられることから、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社信託口	東京都港区浜松町2-11 -3	86,657	5.93	86,657	5.93
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社信託口	東京都中央区晴海1-8 -11	82,812	5.67	82,812	5.67
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人)資産管理サー ビス信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内2 -1-1 (東京都中央区晴海1- 8-12)	64,388	4.41	64,388	4.41
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1 -6-6	42,509	2.91	42,509	2.91
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社信託口9	東京都中央区晴海1-8 -11	24,155	1.65	24,155	1.65
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2 -7-1	24,149	1.65	24,149	1.65
東京海上日動火災保険株式 会社	東京都千代田区丸の内1 -2-1	23,074	1.58	23,074	1.58
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社信託口4	東京都中央区晴海1-8 -11	21,129	1.45	21,129	1.45
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10(常任代理 人)株式会社三菱東京UFJ 銀行	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS BELGIUM (東京都千代田区丸の内 2-7-1)	20,259	1.39	20,259	1.39
CBNY GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人)シ ティバンク銀行株式会社	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿6- 27-30)	19,296	1.32	19,296	1.32
計		408,433	27.95	408,433	27.95

- (注) 1 平成28年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
- 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- 3 当社は、自己株式として普通株式41,425千株(出資比率2.75%)を所有しておりますが、当該株式については、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しておりません。
- 4 上記には記載されておりませんが、平成28年9月30日現在、株式会社三菱東京UFJ銀行が退職給付信託として信託設定した株式(株主名簿上の名義は「野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)」)が2,375千株(出資比率0.15%)あります。当該株式の議決権は、信託契約上、株式会社三菱東京UFJ銀行が留保しております。
- 5 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成28年4月4日付で提出された株券等の大量保有に関する報告書により、同社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、平成28年3月28日付でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の連絡を受けておりますが、当社としては、各社の平成28年9月30日時点の実質所有株式数が確認できませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	35,855	2.38
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	69,259	4.60
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1-12-1	8,659	0.57
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社	東京都千代田区丸の内2-5-2	3,758	0.25
株式会社三菱UFJフィナンシャル・ グループ グループ合計		117,532	7.80

**6 【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7 【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8 【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4 【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)平成28年6月24日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月10日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月11日関東財務局長に提出

#### 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成28年11月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月27日に関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成28年11月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月28日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日(平成28年11月30日)までの間において、変更その他の事由は生じておりません。

なお、参照書類としての有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、かかる将来に関する事項については、本届出書提出日(平成28年11月30日)現在においても、その判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社三菱ケミカルホールディングス 本店  
(東京都千代田区丸の内一丁目1番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部 【特別情報】

##### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。